

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

建物の資本的支出と償却方法

Q：当社は、平成10年3月31日以前に取得した建物について、この度資本的支出をすることになりました。この場合、資本的支出部分の減価償却方法はどのようなのでしょうか。

A：資本的支出は資産の取得に該当しませんので、定額法又は定率法のうち法人が選択した方法になります。

【解説】

平成10年度の税制改正において、平成10年4月1日以後新たに取得する建物の償却方法は、定額法に一本化されました。

建物の取得の形態としては、新築、購入、受入れ、承継などが考えられますが、資本的支出は資産の取得には該当しません。

したがって、資本的支出をした建物本体の取得日が平成10年3月31日以前であれば、資本的支出をした日が平成10年4月1日以後であっても、定額法又は定率法のうち法人が選択した方法で減価償却することになります。

なお、増築の場合には新たな資産の取得として取り扱われますので、増築部分の取得日により、適用する償却方法の判断をすることになります。平成10年3月31日以前に取得した建物について平成10年4月1日以後に増築をした場合には、増築部分については建物本体の償却方法にかかわらず、定額法により償却限度額の計算を行うことになります。

